

設計・施工一括発注方式における課題と対応

設計・施工一括発注方式に関する検討課題(再掲)

前回議論

1. コンソーシアムにおける設計者と製作・施工者の役割分担

- ・製作・施工者の固有技術や施工ノウハウを設計へ反映するための設計の実施体制。
- ・設計者が施工段階において工事と設計図書との照合等を行う工事監理業務の導入の是非。
- ・コンソーシアムにおいて、設計者と製作・施工者間の紛争を解決する仕組みが必要。

2. 設計内容の確認

- ・設計・施工分離方式で担保されてきたチェック&バランス機能を代替する設計確認の方法・体制の構築。

3. リスク分担

- ・入札時には予見が困難なリスク要因について、受発注者間での最適リスク分担の設定が必要。

今回議論

4. 契約

- ・設計・施工一括発注方式に対応した標準契約約款の作成が必要。

5. 予定価格の算定

- ・高度技術提案型総合評価方式を適用する場合には見積もりをもとに予定価格を算定するが、見積もりの妥当性の確認、官積単価への置き換えの負担が大きい。
- ・標準案に基づき予定価格を算定する場合には、ある程度の設計が必要。
- ・リスク管理費(予備費)を設定することの是非。

別途議論※

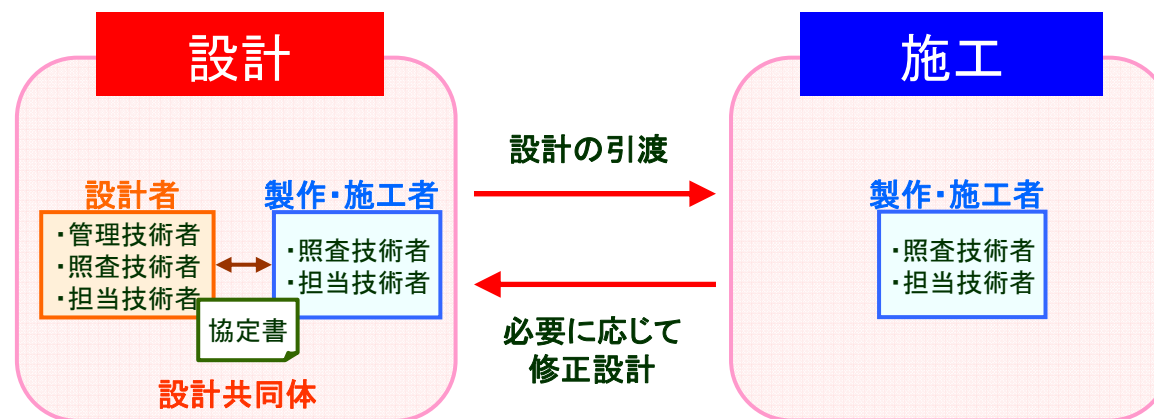
6. 技術提案の作成・審査

- ・受注者側は技術提案の作成に要する費用負担が大きい。
- ・発注者側は技術提案の審査・評価の負担が大きい。特に新技術の適否の判断が困難。

※「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」等を活用。

1. コンソーシアムにおける設計者と製作・施工者の役割分担

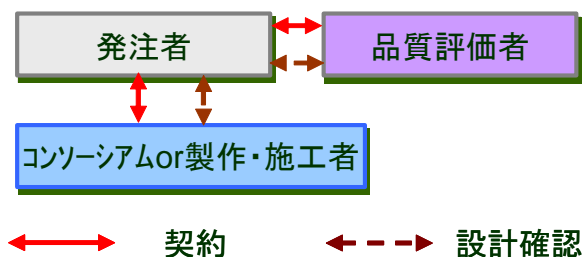
- ・製作・施工者の固有技術や施工ノウハウを設計へ反映するため、**設計者と製作・施工者との設計共同体**により設計を実施。
- ・設計段階における設計者と製作・施工者間の役割・責任分担については競争参加者が協定書に規定。
- ・設計については設計共同体、施工については製作・施工者がそれぞれ責任を負う。



※現行の設計共同体では構成員もコンサルタント業務有資格業者を前提

2. 設計内容の確認

- ・詳細設計業務の品質評価の枠組みを活用し、品質評価者(第三者)による設計内容の確認を行う。



[確認事項]

- 過度な経済性追求の防止
- 設計ミスチェック

[第三者の資格要件(案)]

- 当該部門における技術士若しくはRCCMを取得していること。
- 同種・類似構造物の設計経験を有すること。



3. リスク分担

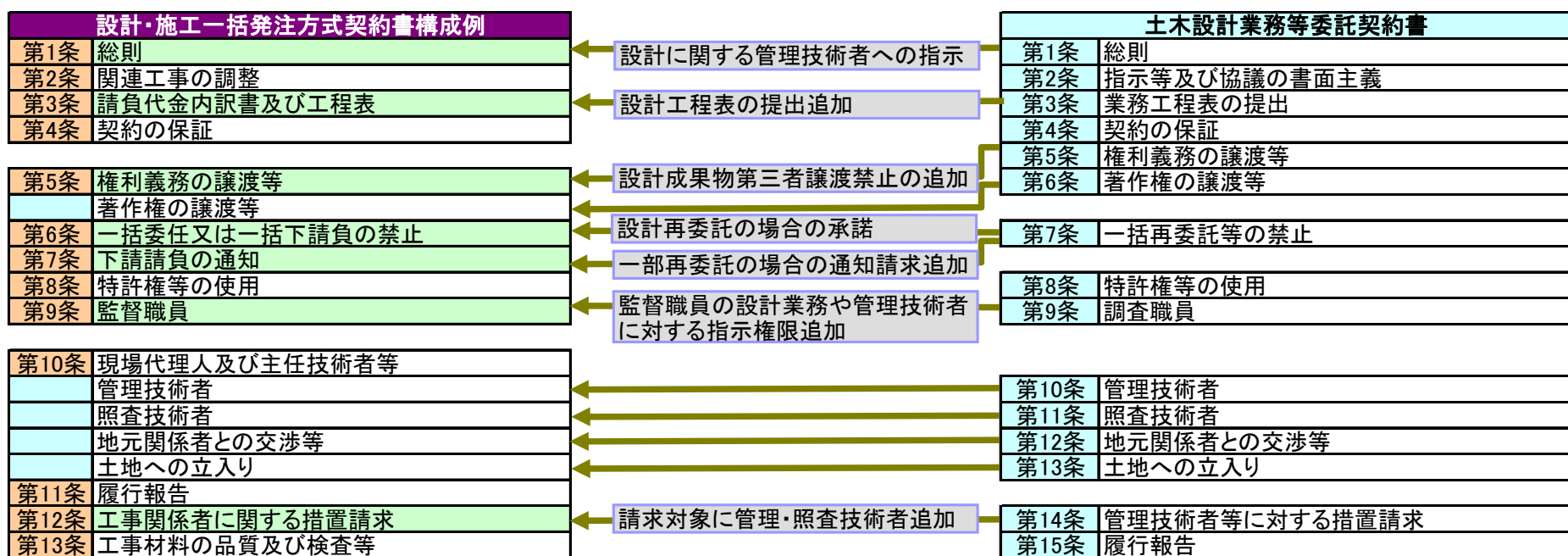
- ・当該事象の予見の可能性に応じて受発注者間でリスクをシェアし、リスクの顕在化時点で協議を行うことを基本とする。
- ・リスク顕在化時点でのトラブルを回避するため、発注者が想定している仕様(標準案)や設計・施工条件の明示の徹底を図る。

リスク事項		設計施工一括での分担案	
		分担例	備考
技術特性	工法、特許、構造物、提案内容の微細変更	乙	—
自然条件	湧水・地下水	甲・乙	予見不可能な湧水の場合は甲とする。
	支持地盤	甲・乙	予見不可能な地盤だった場合は甲とする。ただし、発注者のデータ提示があるにもかかわらず、乙が技術提案として当該データ位置から移動させた場合は、予見不可能だったとしても甲・乙で負担する。
	作業用道路・ヤード	乙	—
	気象・海象	甲・乙	予測不可能な気象・海象の工事への影響の場合は、甲の負担とする。
社会条件	地中障害物、地中危険物	甲・乙	設計条件として提示されていないものは甲の責任とする。
	近接施工、騒音・振動、水質汚濁、作業用道路・ヤード、現道作業、発電所からの影響、高圧電線、立木伐採、建設副産物	乙	—
マネジメント特性	他工区調整	甲・乙	事業調整に係わるものは甲とする。
	住民対応	甲・乙	住民への工事説明会、事業に係わる苦情対応等は甲とする。
	関係機関対応	甲・乙	関係機関協議により、工事目的物の追加又は変更がある場合は甲、それ以外は乙とする。
	工程管理、品質管理、安全管理	乙	—
その他	不可抗力	甲	—
	人為的なミス	甲・乙	設計のミス、積算の誤り等をした側の責任。
	法律・基準等の改正	甲	—

4. 契約

4-1 土木工事のこれまでの試行事例における契約書構成例

- ▶ 工事請負契約書を基本とし、設計に関する条項を追加・修正
- 1者との契約(設計と施工をする者が同じ)を前提としているため、建設業登録業者以外が加わることは不可能。
 - コンソーシアムに対応した契約書の作成が必要。

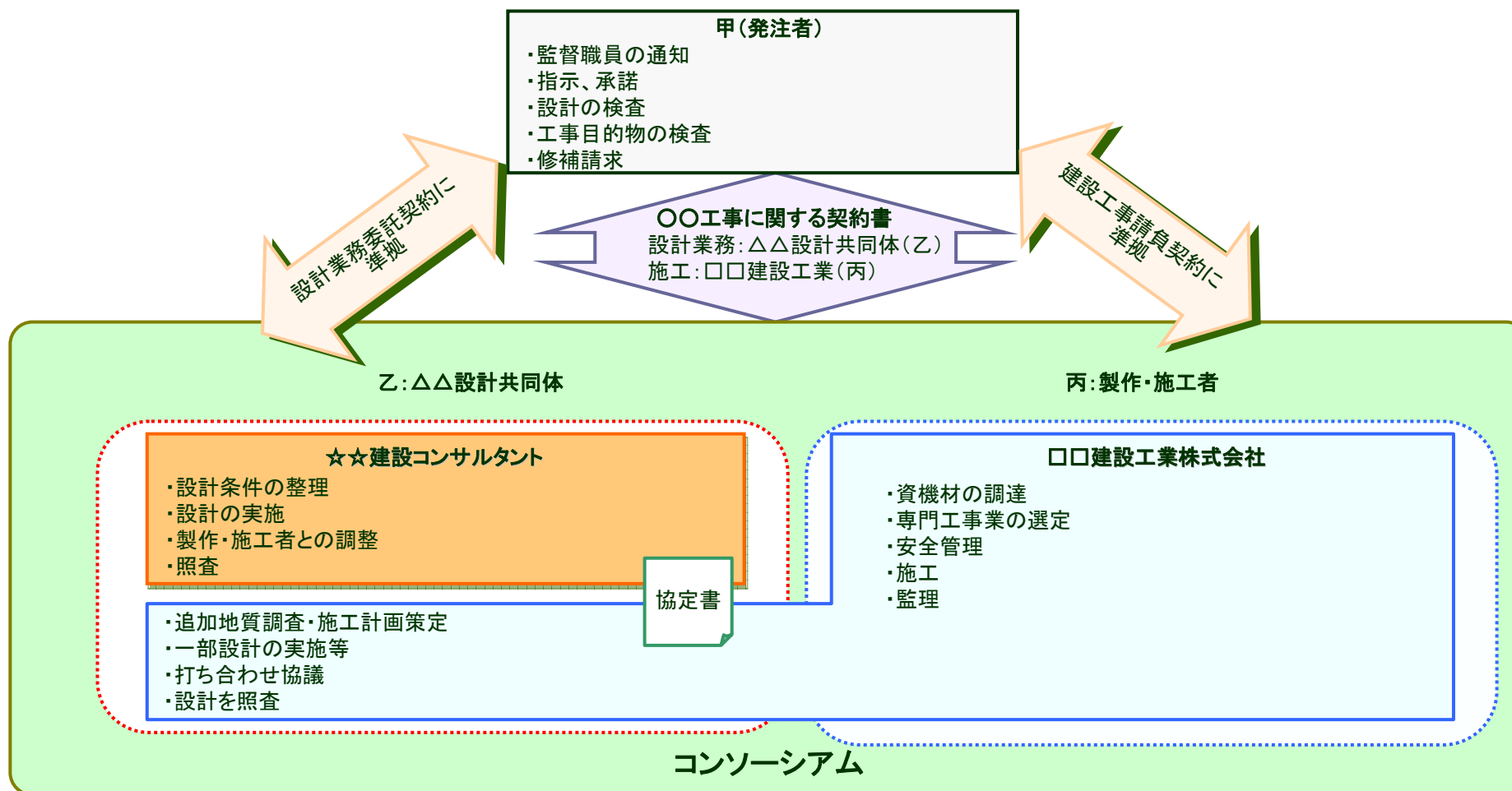


【凡例】

- 土木設計業務等委託契約書の条項
- 工事請負契約書の条項
- 設計に関する規定の追加修正
- 設計に関する規定の修正内容

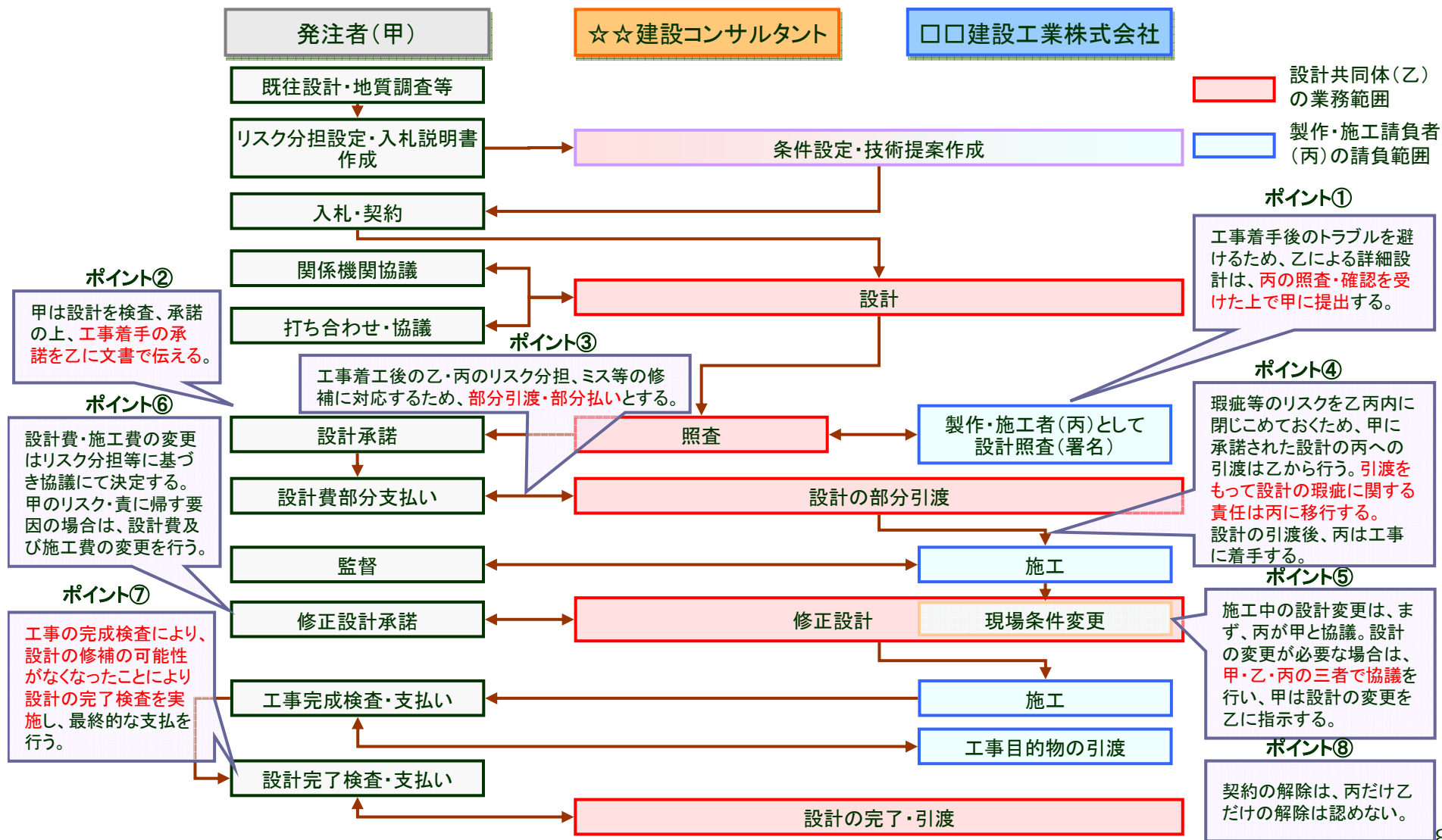
4-2 コンソーシアムに対応した契約書の構成(案)

- ▶ 甲、乙（設計者と製作・施工者の設計共同体）、丙（製作・施工者）の三者契約。
- ▶ 設計の履行・責任は乙（設計共同体）、施工の実施・責任は丙（製作・施工者）を基本とする。
- ▶ 設計共同体内の責任分担は協定書により共同体内で分配。（甲には入札時に協定書の写しを提出）



4-3 契約書における主な論点

➢設計共同体(乙)と製作・施工者(丙)間の設計の授受、責任分担等を契約書にどのように位置付けるか。



5. 今後の検討課題

(1) フォローアップ調査による効果の検証

- ・研究機関等の専門技術者により、従前の設計・施工分離と比べて良好な品質の設計を確保できているか等の効果を検証する。

(2) リスク分析手法の確立

- ・各技術提案に含まれる潜在的なリスクの評価を可能とするリスク分析手法を確立するとともに、分析に必要なデータベースの構築に向けて検討を行う。
- ・積算においてリスク管理費(予備費)を計上する方法について検討を行う。

(3) 契約約款及び実施マニュアルの整備

- ・標準的な契約約款を整備する必要がある。
- ・発注担当者向けに、入札方式の選定フローや入札説明書、協定書等の雛形を含めた実施マニュアルを作成する必要がある。

各検討課題の位置付け

